

宮城県三倍体力キ養殖に関する ガイドラインを策定しました！ 三倍体力キを養殖する際は届出が必要です

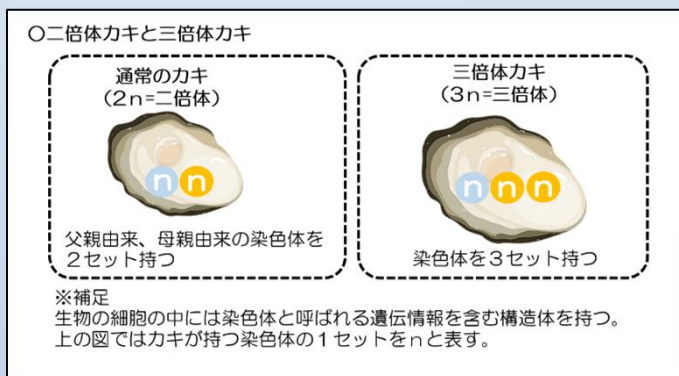
ガイドライン策定の背景

三倍体技術を活用した力キ養殖については、品質の向上・生産安定など、多数のメリットが期待されます。

これまでは水産庁が平成4年に制定した「三倍体魚等の水産生物の利用要領（以下、利用要領という。）」に基づく特性評価の申請を行い、「水産バイテク特性評価検討会」で審査を受ける必要がありましたが、令和4年8月に利用要領は廃止されました。利用要領の廃止に伴い、国への手続きは不要となりましたが、今後は都道府県の実状に合わせて適切に対応する必要があります。

そのため宮城県では「宮城県三倍体力キ養殖に関するガイドライン」を策定し、三倍体力キ養殖を円滑に導入できる体制を整備しました。

Q.三倍体力キとは？



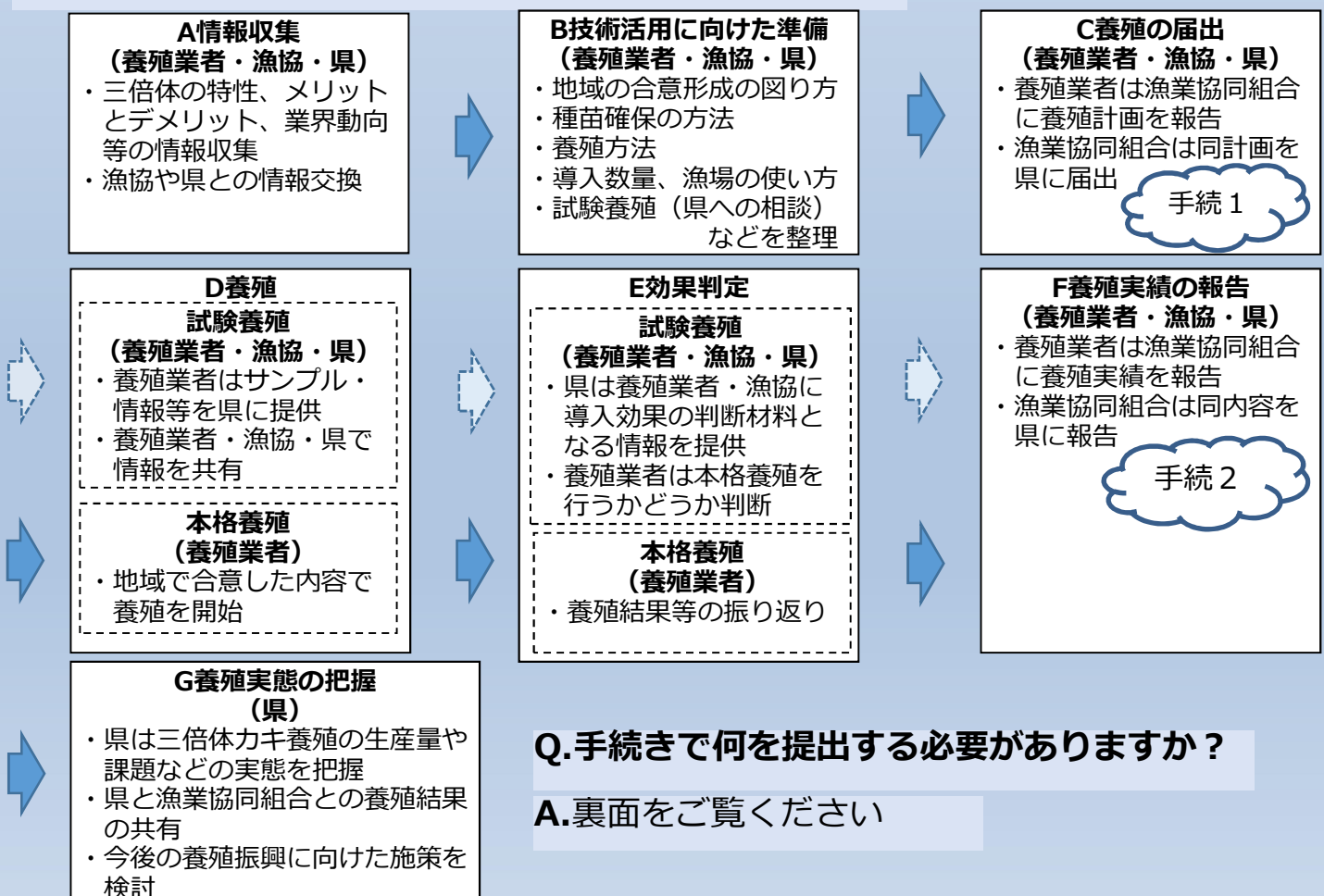
Q.誰に向けたガイドラインなの？

A.三倍体力キ養殖に取り組む養殖業者や漁業協同組合、その他、三倍体力キの生産に関心のある者

Q.期待されるメリットは？

A.メリットとしては身入りの向上、通年出荷の実現、卵巣肥大症の対策、性成熟や産卵に伴うへい死リスクの緩和が期待できます

Q.導入に向けた手順や手続きについて教えてください。



Q.手続きで何を提出する必要がありますか？

A.裏面をご覧ください

Q.何を提出しなければならない？

A.「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です

届出書

- ①養殖業者は漁業協同組合に養殖計画を随時報告してください
- ②漁業協同組合は届出書（様式1）を取りまとめ、所管する水産漁港部に随時提出してください

実績報告書

- ①養殖業者は漁業協同組合に養殖実績を毎年11月末まで報告してください
- ②漁業協同組合は実績報告書（様式2）を取りまとめ、水産漁港部に毎年12月末まで提出してください

三倍体力キ養殖を行う際の留意点

（従来から行われている二倍体力キ生産に影響を与えないために）

- ・外国産三倍体力キ種苗は導入しない。
- ・魚類防疫上の観点から県外種苗は天然海水の影響を受けないもの（陸上人工採苗したもの）を導入。
- ・二倍体力キと三倍体力キを同じ養殖施設で養殖しないものとする。
やむを得ず同じ施設内で養殖する場合は二倍体力キと三倍体力キの養殖施設の間隔を10m程度設けて明確に区分する。
- ・三倍体マガキの数量は、自然界の変異率を超えない量を許容として、安全率を乗じ、当該漁場で生産している二倍体力キ養殖数量の1%以内とすることを推奨。
- ・当面の間、四倍体を天然海域で管理することを禁止。
詳しくは宮城県三倍体力キ養殖に関するガイドラインをご覧ください

WEBページ

宮城県三倍体力キ養殖に関するガイドライン

検索

問合せ内容	問い合わせ先
ガイドラインに関すること	宮城県水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話番号：022-211-2943
届出、地域の取組に関すること	仙台地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 〒985-0001 塩竈市新浜町一丁目9-1 電話番号：022-365-0192
	東部地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地（県石巻合同庁舎4階） 電話番号：0225-95-7914
	気仙沼地方振興事務所水産漁港部 水産振興班 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6（県気仙沼合同庁舎2階） 電話番号：0226-22-6852
養殖技術に関すること	水産技術総合センター 〒986-2135 石巻市渡波字袖ノ浜97-6 電話番号：0225-25-1032
	水産技術総合センター気仙沼水産試験場 〒988-0241 気仙沼市波路上岩井崎107 電話番号：0226-41-0652